

令和元年 10月 1日

情報推進担当理事  
尾上 孝雄

消費税率引上げに伴うキャンパスメールの料金の改定について(通知)

令和元年10月1日から消費税率が8%から10%に引上げられることに伴い、キャンパスメールの維持費(保守料やライセンス料等)についても、消費税率の引き上げがなされるため、下記のとおり料金の改定を行いますので、お知らせします。

記

1. 利用料金

サービス クラス	メールアカウント数	現行 利用料金(年額)	改定後 <sup>(*1)</sup> 利用料金(年額)	金額設定 アカウント数
1	~ 10個以下	¥4,250	¥4,325	5
2	11 ~ 50個以下	¥21,250	¥21,625	25
3	51 ~ 100個以下	¥63,750	¥64,875	75
4	101 ~ 200個以下	¥127,500	¥129,750	150
5	201 ~ 300個以下	¥212,500	¥216,250	250
6	301 ~ 400個以下	¥297,500	¥302,750	350
7	401 ~ 500個以下	¥382,500	¥389,250	450
8	501 ~ 600個以下	¥467,500	¥475,750	550
9	601 ~ 700個以下	¥552,500	¥562,250	650
10	701 ~ 800個以下	¥637,500	¥648,750	750
11	801 ~ 900個以下	¥722,500	¥735,250	850
12	901 ~ 1000個以下	¥807,500	¥821,750	950
13以上	1001個以上	(*2)	(*2)	(*2)

(\*1) 金額設定アカウント数(アカウント数の中間値)×865円に設定。

なお、改定後の1アカウントあたりの料金(年額)865円は、現行の料金の850円に  
110/108を乗じた額。

(\*2) 1001個以上は、100アカウント単位にサービスクラスを設定する。

この場合の利用料金については、サービスクラス12の利用料金(821,750円)に、サービス  
クラスが1増える毎に86,500円を加算する。

(例)

サービスクラス13（1001から1100個以下）の場合、利用料金： 908,250円  
サービスクラス17（1401から1500個以下）の場合、利用料金：1,254,250円

## 2. 実施日

令和元年10月1日

## 3. 経過措置

令和元年10月1日から令和2年3月31日までの期間中の利用料金について、以下に該当する場合は、現行の利用料金（消費税8%相当）を適用いたします。

- ①令和元年9月30日において当該サービスを既に利用している場合
- ②利用料金を学内振替処理等で行う経費（運営費交付金、補助金、寄附金等）で負担する場合

なお、令和元年10月1日以降に利用を開始し、利用料金を科学研究費補助金等（請求書を発行し、振込みするもの）で負担する場合は、改正後の利用料金（消費税10%相当）を適用いたします。また、令和2年4月1日以降の利用は、改正後の利用料金（消費税10%相当）を適用いたします。

【本件担当】情報推進部情報基盤課キャンパスクラウド担当  
内線 吹) 3864、吹) 7952 E-mail:cc-admin@ml.office.osaka-u.ac.jp

令和元年 10 月 1 日

情報推進担当理事  
尾 上 孝 雄

消費税率引上げに伴う仮想サーバホスティングサービスの料金の改定について(通知)

令和元年 10 月 1 日から消費税率が 8%から 10%に引上げに伴い、キャンパスクラウドの維持費（保守料やライセンス料等）についても、消費税率の引き上げがなされるため、下記のとおり料金の改定を行いますので、お知らせします。

記

### 1. 利用料金

種別	現行(8%)	改定後	差額
基本料金	40,000円/年 4,000円/月	40,740円/年 4,074円/月	+740円/年 +74円/月
CPU(1コア)	14,000円/年 1,400円/月	14,250円/年 1,425円/月	+250円/年 +25円/月
メモリ(1GB)	14,000円/年 1,400円/月	14,250円/年 1,425円/月	+250円/年 +25円/月
ディスク(10GB)	3,000円/年 300円/月	3,050円/年 305円/月	+50円/年 +5円/月

### 2. 実施日

令和元年 10 月 1 日

### 3. 経過措置

令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの期間中の利用料金について、以下に該当する場合は、現行の利用料金（消費税 8%相当）を適用いたします。

- ①令和元年 9 月 30 日において当該サービスを既に利用している場合
- ②利用料金を学内振替処理等で行う経費（運営費交付金、補助金、寄附金等）で負担する場合

なお、令和元年 10 月 1 日以降に利用を開始し、利用料金を科学研究費補助金等（請求書を発行し、振込みするもの）で負担する場合は、改正後の利用料金（消費税 10%相当）を適用いたします。また、令和 2 年 4 月 1 日以降の利用は、改正後の利用料金（消費税 10%相当）を適用いたします。

【本件担当】 情報推進部情報基盤課キャンパスクラウド担当  
内線 吹 3864、吹 7952 E-mail:cc-admin@ml.office.osaka-u.ac.jp